

廃棄物適正処理推進課

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

(1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月最終改正）や3つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市区町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月最終改正）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項の規定に基づく基本方針（平成27年7月最終改正）を踏まえ、平成28年9月に改定・周知を行っている。都道府県におかれては、市区町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市区町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。なお、一般廃棄物処理計画は、市区町村の策定義務であることを廃棄物処理法において明記しており、計画策定に遺漏がないよう、貴管内市区町村に強く指導をお願いしたい。

また、市区町村の処理責任の性格については、市区町村自らが行う場合はもとより、市区町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市区町村が有するものであり、平成26年1月28日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市区町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を通知したことから、貴管内市区町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成14年11月、中央環境審議会）」におい

て整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いもの」以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。

このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところであり、一方で排出事業者の処理責任の下、マニフェストの交付等厳格な対応が求められる産業廃棄物と併せて、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、管下市区町村との十分な連携を図られたい。

平成 28 年 1 月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市区町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成 28 年 1 月 20 日付け環廃対発第 16012003 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市区町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市区町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市区町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等の行為（を行うことについては、市区町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市区町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成 28 年 9 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまとめられ、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成 29 年 2 月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされた。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要があること。
- ・ 規制権限の及ばない第三者について、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、環境省のウェブサイト上にも、排出事業者責任の徹底をはかる特設サイトを開設しているところ、引き続き、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、条例において、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に適合しない内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

<参考資料>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

③ 合理化事業計画

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号）第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管内市区町村に対し助言されたい。

④ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、行政手続の簡素化等の重要性が指摘されたことも踏まえつつ、都道府県におかれては、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。また、添付書類についても見直しを行い、その必要性を再度確認することで事業者に対しても申請等に必要な情報が十分共有されるよう努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

平成26年1月28日最高裁判例（裁判所HP）

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83888&hanreiKbn=02>

一般廃棄物の適正な処理の確保について

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/no160915.pdf

「行政手続コスト」削減のための基本計画（一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可）

<http://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat3-2-1.pdf>

⑤ 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく廃棄物処理法の改正について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が、令和元年6月7日、第198回国会において可決・成立し、同月14日に公布された。

同法には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法という。」）に規定する廃棄物処理業等の許可に係る欠格事由等についての改正も盛り込まれており、同年12月14日に施行された。同法による廃棄物処理法の改正の概要は以下のとおりである。

- ・ 欠格要件の1つである「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める（第7条第5項第4号イ）。
- ・ 一般廃棄物処理業者等が、「同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者」に該当するに至ったときに、その旨を市町村長に届け出なければならないこととする（第7条の2第5項及び第9条第7項（新設））。

これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正を行い、改正規則が同年11月8日に公布され、同年12月14日に施行された。都道府県におかれては、今回の法改正の趣旨を十分に御理解の上、貴管内市町村において適切に対応がなされるよう周知いただきたい。

<参考資料>

内閣府HP第196回通常国会提出法案

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案新旧対照表

https://www.cao.go.jp/houan/doc/196_7shinkyu.pdf

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k083.pdf>

⑥ 令和2年度税制改正大綱の取りまとめについて

令和元年12月20日に令和2年度税制改正の大綱が取りまとめられ、廃棄物関係では二つの特例措置の延長が認められた。当該特例措置を活用いただけるよう、特例措置の対象となる関係者に対し幅広く周知していただきたい。今回の税制改正により、「公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置」については、変更点なく2

年延長されているが、「特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置」については、損金算入限度額を維持管理積立金の積立額のうち都道府県知事による通知額の60%（従来100%）とした上、その適用期限を2年延長されているため、ご留意いただきたい。

<参考資料>

令和2年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf

⑦ 消費税率引上げに伴う手数料等の取扱いの徹底について

令和元年10月1日から、消費税率の引上げがなされたことを踏まえ、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切な対応を行っていただきたい。環境省においても、「消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）」（令和元年6月28日付け環循適発第1906281号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出し、市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第2項に基づく同法施行令（昭和46年政令第300号）第4条第5号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠であること、法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者においては、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である旨を周知している。都道府県においては、貴管内市町村への周知徹底をお願いする。

<参考資料>

消費税の手引き（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2017/170307syouhizeitebiki.pdf>

消費税転嫁万全対策マニュアル（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2017/170307syouhizeimanual.pdf>

「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉」（内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/tenka_pamphlet.pdf

(2) 市区町村の一般廃棄物処理システムの改革

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月改正）においては、市区町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成19年6月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市区町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれては、引き続き貴管内市区町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市区町村の一般廃棄物処理システムの3R改革の取組への支援をお願いします。

このうち、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

① 一般廃棄物会計基準

「一般廃棄物会計基準」は、市区町村が一般廃棄物会計の導入を進めていくために、費用分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものであり、市区町村や一部事務組合が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。これにより市区町村において、自らの事業の部門ごとの必要経費、事業用資産の価値や事業収入の状況等を把握し、原価やコスト、資産等について標準的な手法による算定及び透明性が確保され、納税者である住民に対する説明責任を果たすことができるようになる。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、FAQ（よくある質問と回答）等の関係資料については環境省のホームページに掲載してい

るので財務書類作成の際の参考とされたい。なお、令和2年度に一般廃棄物会計基準の改訂を予定している。

② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市区町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市区町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものである。なお、令和2年度に改訂を予定している。

生活系ごみについて有料化を導入している市区町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成19年度に、生活系ごみについては約59%、事業系ごみについては約84%であったのに対して、平成30年度にはそれぞれ約65%、約86%となっている（下表参照）。一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き有料化の推進を図られたい。

ごみの収集手数料導入市区町村の割合

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
生活系 ごみ	62.1%	62.2%	63.1%	63.4%	64.3%	64.3%	64.6%	65.1%
事業系 ごみ	82.8%	84.7%	85.0%	84.6%	85.4%	85.7%	85.9%	86.0%

（※ただし、粗大ごみを除く。）

（「一般廃棄物処理事業実態調査（平成30年度）」より）

③ 一般廃棄物処理システムの指針

市区町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

このようなことから、「一般廃棄物処理システムの指針」では、(1)標準的な分別収集区分、(2)適正な循環的利用及び適正処分の考え方、(3)一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等）とその評価方法について提示している。

環境省では、市区町村が「一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、他の市区町村、一部事務組合との比較評価を行うための評価支援ツールを作成し、環境省のホームページに掲載している。

<参考資料>

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html

(3) 使用済物品の適正な処理の確保について

近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市区町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見される。

また、このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

そこで、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知したところである。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った結果、廃棄物処理法第7条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

都道府県におかれては、引き続き、貴管内市区町村等と連携し、一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただくよう、御協力をお願いしたい。

さらに、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、住民への適切な情報提供をお願いしたい。なお、平成29年には、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(有害使用済機器保管等業者)は、あらかじめ、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出るとともに、有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、適切に保管又は処分を行わなければならないとする法改正が行われているところである。

<参考資料>

使用済物品の適正な処理の確保について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992

(4) 建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物(以下「残置物」という。)がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市区町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。なお、一般廃棄物については、その処理について市区町村が統括的処理責任を有するところ、様々な事情により元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市区町村における処理方法を示す、又は適正な処理業者に対して市区町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」を受け環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」(平成 30 年 6 月 22 日付け循環適発第 1806224 号・循環規発第 1806224 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)を通知したことから、管内市区町村に対し、残置物の適正な処理のため周知徹底をお願いしたい。

(5) 住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)が施行されているところ、「規制改革推進に関する第 4 次答申」(平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき行うこととされる、住宅宿泊事業の遂行に伴い発生する廃棄物(以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。)の処理について、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図ることとされた。それを踏まえ、住宅宿泊事業廃棄物に係る対応事例について、「規制改革推進に関する第 4 次答申(平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議)において平成 30 年度中に講ずることとされた措置について(事務連絡)」(平成 31 年 2 月 28 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)において周知している。都道府県においては、当該事務連絡を御確認の上、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、貴管内市町村の実情に応じて、適切に対応されるようお願いしたい。

<参考資料>

「規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日規制改革推進会議）において平成30年度中に講ずることとされた措置について（事務連絡）」

<http://www.mlit.go.jp/common/001287817.pdf>

（6）処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について

① 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市区町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。

エアゾール製品については、エアゾール製品等業界によるガス抜きキャップ（中身排出機構、残ガス排出機構、ガス抜きボタン等）が装着された製品に転換（平成24年度実績でガス抜きキャップを装着したエアゾール製品は約99%、カセットコンロのヒートパネル化は100%）を進める一方、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品をごみとして排出する際は、ガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきた。平成30年12月16日には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、環境省としては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りが重要であると考え、「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」（平成30年12月27日付け）にて周知したところである。

この通知の通り、エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要であり、市区町村において、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底することを市区町村お願いする。

また、排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は、平成31年4月に行った調査では、約40%となっている。廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、昨年7月に、都道府県を通じて市区町村等にお知らせした廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果の内容を参考に、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村において

は、住民による穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

② リチウムイオン電池の処理について

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のゴミや破砕するゴミの中にまぎれ込み、火災の原因となっている。市区町村においては、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための以下の対策をとるようお願いしたい。なお、以下に記載の内容については、「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年8月1日付け事務連絡）により都道府県に対し通知をしている。

・処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ゴミや粗大ゴミ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

・リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び前項目（処理体制の適正化）を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

・一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づ

く広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

<参考資料>

リチウムイオン電池の適正処理について

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/0801lithium.pdf

一般社団法人 JBRC ホームページ : <https://www.jbrc.com/>

事業者の方へ / リサイクル方法（事業者）

https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 : <https://www.jcpra.or.jp/>
市町村のみなさまへ/リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル :

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ/【お願い】リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで! :

<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>

③ 不要ライターの収集・処理について

不要ライターの処理については、ライターの適切な廃棄方法に係るリーフレットを作成・配布する等の取組を実施しているほか、循環型社会形成推進交付金により、一般廃棄物の処理のために市区町村が行う施設整備に対する支援を行っており、エアゾール缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となるので、その旨市区町村に対して周知お願いしたい。

<参考資料>

使い捨てライターの処理等に関する調査結果について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12846>

ライターの適切な廃棄方法の周知について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13110>

④ 水銀含有廃棄物の適正な処理

市区町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 年 10 月に施行されており、また、廃棄物処理施設からの排ガス中の水

銀については、改正大気汚染防止法に基づき、排出基準が定められ、平成30年4月に施行されている。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成27年に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市区町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を策定し、更新事例集（第2版）を市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成30年6月にホームページにて公表した。

各市区町村においては、事例集の回収実施事例やポスター・回収ボックスといった資材の作成事例を参考に、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計などを回収する実施するなど、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

2. 広域化・集約化の推進等について

(1) 広域化・集約化の推進について

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方で、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、環境省は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「広域化・集約化通知」という。）を発出した。また、令和2年6月には、広域化・集約化の更なる推進を目的として、都道府県及び市町村の担当者が参考となる情報や事例をとりまとめた「広域化・集約化に係る手引き」を作成し、周知したところである。

将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっていることから、各都道府県においては、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

なお、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」に加えて、「施設の広域化・集約化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、平成30年6月に2022年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進、気候変動対策や災害対策の強化に加え、同時期に策定された第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画とも連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載している点が特徴である。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処

理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても充実させている。

施設整備計画における主な目標値は下記のとおり。

	2022 年度目標	2017 年度見込み
ごみリサイクル率(%)	27	21
一般廃棄物最終処分場残余年数(年)	20	20
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値(%)	21	19
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合(%)	46	40
浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率(%)	70	53
合併処理浄化槽の基数割合(%)	76	62
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量(万 t-CO2)	12	5

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。また、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであることから、前述の通り、平成 31 年 3 月に「広域化・集約化通知」を発出した。については、本計画の趣旨を踏まえた市区町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いする。

<参考資料>

廃棄物処理施設整備計画

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/109373.pdf>

(3) インフラ長寿命化計画の策定について

平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)が決定され、本基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を平成 28 年度までに策定することとされている。また、各インフラの管理者は、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個

別施設計画)」を令和2年度までに策定することとされている。本基本計画を踏まえ、環境省では、平成28年3月に廃棄物処理施設等に係る「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。環境省では、本計画を踏まえつつ、循環型社会形成推進交付金や「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（ごみ焼却施設編、し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）（平成27年3月改訂）の整備等により、市区町村等による長寿命化計画策定に対する財政的・技術的支援を実施している。

環境省が令和元年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、令和2年3月末時点におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定状況は都道府県で74.5%（47自治体のうち35自治体が策定済み）、市区町村で38.4%（1,741自治体のうち669自治体が策定済み）、一部事務組合・広域連合で57.1%（560団体のうち320団体が策定済み）となっている。また、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況は、全4,159施設のうち、1,645施設が策定済みとなっている。令和元年度時点の計画策定状況の詳細は別紙に記載することとする。インフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を未策定の各自治体におかれては、上記の調査結果も踏まえ、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。特に、「廃棄物処理施設の長寿命化への取組について」（令和元年5月31日付事務連絡）のとおり、個別施設計画については、廃棄物処理施設を管理する各自治体において、令和2年度までのできるだけ早期に策定されたい。また、各都道府県におかれては、貴管内一部事務組合及び広域連合も併せて、早急にインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定いただくよう周知をお願いする。加えて、行動計画及び個別施設計画を未策定としている自治体は、8月中をめどに環境省HPにて公表予定であるため、ご留意いただきたい。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査の調査票にも記載のとおり、個別施設計画については、長寿命化総合計画と同一のものと判断されるため、長寿命化総合計画策定済みの市区町村等におかれては、このことを念頭に置き、今後の調査にご回答いただきたい。これらの計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と改修を組み合わせ、廃棄物処理施設の計画的な整備を図られたい。

その際、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（LCC）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入の推進に向けて、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」のほか、平成23年3月に「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等」を取りまとめているので、廃棄物処理施設の長寿命化に当たっての参考にされたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

(4) 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれら取組みを促進するため、平成 18 年 12 月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市区町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、廃棄物処理施設において発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境事務所あて、情報提供をお願いする。

<参考資料>

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設に係る典型的な事故の概要及び原因、並びにその対策などについて

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-01/index.html>

(5) 廃棄物処理施設における PFI 事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFI の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、令和元年度より PPP/PFI の検討を要件とした。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設における PFI 事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

(6) 一般廃棄物処理実態調査の結果等

平成 30 年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は 4,272 万トンで前年度 4,389 万トンと比べ 0.4%減少している。また、平成 30 年度におけるリサイクル率は 19.9%で、近年その伸び率が鈍化し横ばいとなっている。都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組みと共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市区町村に対し支援をお願いする。

<参考資料>

平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h29/index.html

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成17年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

(1) 交付金予算の状況

平成27年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

一方、現状では、多くの一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えていることもあり、市区町村等からの支援要望額が急激に増加している。このような現状を鑑みると、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化、広域化等による施設の集約化、PFI等の民間活用の推進等によって、廃棄物処理システムのトータルコストの平準化や縮減を図ることの必要性が、今後より一層高まると考えられる。

環境省では、循環型社会形成推進交付金等について、令和元年度補正予算(約483億円)を確保すると共に、令和2年度当初予算(約591億円)と併せて、合計約1,074億円を計上しているところである。

各自治体におかれては、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化や広域化等による施設の集約化、PFI等の民間活用の推進等により、できるだけ事業費の平準化やコスト縮減が図られるよう御協力を願いたい。

また、従前より、災害に強い廃棄物処理施設整備を進めていただいているが、近年、気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害がもたらされている。今後、気象変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強い施設、そして地域循環共生圏に資するような地域のエネルギーセンター、災害の際の避難拠点となる廃棄物処理施設の整備を進めていただきたい。

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和2年4月に、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルについて改訂を実施し、また、疑義・回答をまとめたQ&A集についても改訂を実施した。各自治体におかれては、これらを参照の上、適切に事務を実施されたい。

また、ごみ焼却施設を新設する場合には、「施設の広域化・集約化」「PFI等の民間活用」「一般廃棄物会計基準の導入」「廃棄物処理の有料化」の検討を新たな交付要件として本年度から追加した。

さらに、今般、令和2年度編成において交付対象の見直しを行い、エネルギー効率を最大化する観点から、有害ガス除去設備のうち、湿式法の設備を「交

付対象外」とした。なお、令和2年3月31日以前に施設整備に関する計画策定支援事業等において、新設に係る事業又は改良・改造に係る事業を計画している場合は経過措置を設けている。

① 施設の広域化・集約化

広域化・集約化については、平成31年3月に発出した「広域化・集約化通知」に基づき、各都道府県は計画を策定し、市区町村はごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。

なお、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、広域化・集約化について検討した結果について循環型社会形成推進地域計画に記載し、提出すること。

② PFI等の民間活用

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP/PFIの導入の検討を行い、VFMを算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うこと。また、PPP/PFIの導入の検討結果について、交付申請書等とともに提出すること。

③ 一般廃棄物会計基準の導入

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物会計基準の導入を検討すること。

なお、令和3年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧を作成し、交付申請書等とともに提出すること。

④ 廃棄物処理の有料化

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。（粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。）なお、ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は、この限りではない。

（3）廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用（廃棄物運搬・処分費を含む）についても交付対象としている。

また、地方財政法の改正により、平成 26 年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

(4) 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度 4 月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

循環型社会形成推進交付金等については、①年度間調整が活用できないにもかかわらず、錯誤により交付金を受入れ、結果として不用となったケース、②交付対象外の経費を交付対象としていたケース、③一般管理費等の算定に当たり交付要領の諸経費率を使用していないケース、④特殊製品費に関する控除を行っていないケース、⑤鉄くず売却収入の控除を行っていないケース等で、会計検査院の指摘により返還が発生したケースが数多く見受けられることから、今一度制度を十分に確認願いたい。

なお、環境省においても、多岐にわたる資料の集約化による交付対象の明確化など、引き続き自治体の負担軽減に努める。

(5) 施設の適正な維持管理・財産処分等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社

会資源が充足している場合に、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

また、平成26年9月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された溶融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなど、是正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について」（平成22年3月19日付け環廃対発第100319001号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除いて適切に財産処分等の手続を進めるべく、平成27年4月28日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について」（環廃対発第1504281号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続を進めるよう、周知及び御指導願いたい。

（6）談合等の不正行為に係る違約金等の取扱い

環境省所管補助事業等において談合等の不正行為により、受注業者等から補助事業者等に対し違約金及び損害賠償金等が納付された場合、当該納付金額のうち補助金等相当額分については、本来、談合等の不正行為がなければ補助金等の交付が必要なかったものであるため、当該過大交付分を減額精算した完了実績報告書を再度提出させ、補助金等適正化法第15条に基づき補助金等の額の確定を再度行うことにより、過大交付分を国庫へ返還させることとしているので、貴管内市区町村に対し周知徹底し、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の返還手続等について」（平成22年2月19日付け環廃企発第100219001号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、談合等の不正行為があった場合にはその旨を速やかに報告いただくこととしているほか、減額精算に伴う返還額の算出や訴訟費用等の取扱い等について定めている。

（7）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設分野では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかとといった指摘があった。

このため、環境省では、市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続きを行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成18年7月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えているところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成27年11月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

また、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰があることから、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成26年5月8日付けで「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出した。

<参考資料>

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（8）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成30年度に会計検査院から指摘を受け、平成31年2月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切な

ものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

(9) 東日本大震災復興特別会計について

東日本大震災により被災した市区町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間で処理することとなったため、特定被災地方公共団体に指定されている市区町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施するため、東日本大震災復興特別会計にて予算措置してきたところである。

復興庁設置法等の改正により、復興庁の設置期限が10年間延長されたところであるが、本会計での予算措置は令和2年度をもって終了し、以降は一般会計にて予算措置することとなるため、貴管内市区町村に対し周知及び指導願いたい。

4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

平成30年には、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画という廃棄物・資源循環政策に関する3つの計画が閣議決定された。環境基本計画においては、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、目指すべき社会の姿として、農山漁村や都市といった各地域が地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成しつつ、不足する部分を相互に補完し、支え合う、「地域循環共生圏」の創造を提示している。この背景には、気候変動や災害の頻発等の環境面の課題、地域経済の疲弊等の経済の課題、人口減少・少子高齢化等の社会面の課題について、環境施策を通じてこれらの課題を統合的に解決し、地域の活性化につなげていくという考え方がある。

これを受け、新たな施設整備計画では、従来から取り組んでいる3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加えて、重要な方向性として、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」を掲げている。具体的には、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、地域のエネルギーセンターとして、廃棄物エネルギーを高効率に回収し、電気や熱を活用して地域産業の振興に役立てることや、災害時の防災拠点として活用すること、あるいは環境教育・環境学習の場として提供することによって、地域の課題解決や地域活性化に貢献する施設整備を目指している。

地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けた取組をお願いしたい。

(1) 廃棄物分野における気候変動対策の重要性

環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3Rの推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、平成29年度には3,800万t-CO₂と平成17年度比で15.8%減少している状況にある。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約3%を占めている。

我が国は、平成27年7月に地球温暖化対策推進本部にて、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)の水準にすると削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出し、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されたところである。

さらに、エネルギー基本計画では、分散型エネルギーシステムの構築に向けて、再生可能エネルギー電気と並んで重要な地域性の高いエネルギーである再

生エネルギー熱を中心として、廃棄物処理における熱回収を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要であるとされている。

これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進していく必要がある。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2017 年度までの 5 年間の平均見込みである 19%から、2022 年度までの 5 年間の平均で 21%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率 1/2 とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれては、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれては活用願いたい。

（２）エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靱化も合わせることで、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の低炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物処理施設から生じた熱や電気を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物処理施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行う。また、民間団体を対象として廃棄物処理施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

我が国の地域循環共生圏の構築促進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

・廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対する補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

・廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等に供給し、EV収集車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用するEV収集車の導入費用に対して一部を補助する。

・廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物処理施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物処理施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を低炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物処理施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

- ・廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）

廃棄物処理施設から生じた熱や発電した電気を地域において有効活用するために、熱・電気利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査に要する費用に対して定額補助する。

② 廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業

環境省では、廃棄物処理システムにおける脱炭素・省 CO2 対策普及促進方策検討調査事業として、市町村等の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）において、各々の地域特性に応じた適切な低炭素・省 CO2 対策の導入を促進するための事業を実施している。今後は人口規模や地域状況等に応じて全国的に普及すべき各種低炭素・省 CO2 対策の組合せを取りまとめたガイドラインを策定し、広く周知・徹底を図る予定である。

また、先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム脱炭素化支援事業として、一般廃棄物収集運搬の効率化による脱炭素化を目指すため、IoT・AI 等を活用した収集作業の最適化を図るためのシステム構築を令和元年度からモデル事業として実施している。今後は多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市区町村等への周知し水平展開を図る予定である。

なお、廃棄物処理に伴って得られる廃棄物エネルギーを地域で適切に利活用していくため、市町村等における廃棄物エネルギー利活用施策の進め方の枠組みを指針として取りまとめている。市区町村等をはじめとする関係者においては指針等を活用し、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギーの利活用に向けて積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物エネルギー利活用計画策定指針

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/rikatsuyo-shishin.html>

③ 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業

我が国において、廃棄物焼却施設は 1,082 施設（平成 30 年度）あるが、中小規模（特に 100t/日未満）の一般廃棄物焼却施設（以下「中小廃棄物処理施設」という。）は 510 施設と約半数を占めている。一方、中小廃棄物処理施設については、発電などの廃棄物エネルギーの有効活用が十分に行われていないことから、温暖化対策の観点から更なる技術的対応が必要とされているところである。

このため、中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、CO2 排

出量の削減や導入コスト等の低減や CO2 排出量の削減等に関する評価・検証を行い、その成果や技術的知見の水平展開を図ることとしている。

中小廃棄物処理施設を有する自治体においては、廃棄物エネルギーの有効利用に向けて、本事業の活用を積極的に検討するようお願いする。

④ 廃棄物発電の高度化支援事業

環境省では、廃棄物発電施設が有する地域のエネルギーセンターとしての機能を高めることなどを目的として、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて「廃棄物発電の高度化支援事業」を実施してきたところである。その中で、廃棄物発電のネットワーク化に関する F S 調査を行うとともに、発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速化に必要な方策や先進事例や導入に当たっての留意点を整理し、平成 29 年 3 月に、自治体向けの「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」としてとりまとめている。市区町村等をはじめとする関係者においては、各種マニュアル等を活用し、廃棄物発電を含めた廃棄物エネルギーの利活用や高度化に向けて積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

⑤ 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

環境省では、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業を実施してきたところである。

本事業は、廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入に当たり、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進するものである。

本事業の中で、自治体や処分場管理者等が新たに太陽光発電の導入を検討する際に役立つ情報・知見（事業スキーム、処分場特有の配慮事項（発生ガス対策や不等沈下等）への対応、事業採算性の検討方法等）をまとめた「廃棄物最終処分場等への太陽光発電の導入・運用ガイドライン」及び「最終処分場への太陽光発電導入事例集」を平成 29 年 3 月にとりまとめている。

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電の導入を検討している自治体においては、ガイドライン等を活用し、積極的に検討するようお願いする。

<参考資料>

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

⑥ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

令和元年度循環型社会形成推進研究支援委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-05.pdf>

令和元年度先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システムによる低炭素化支援事業検討委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-06.pdf>

令和元年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業報告書（低温脱硝システムによるエネルギー使用量の削減）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-07.pdf>

令和元年度中小廃棄物処理施設における廃棄物エネルギー回収方策等に係る検討調査委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-08.pdf>

令和元年度廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO₂対策普及促進方策検討調査及び実現可能性調査委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-09.pdf>

平成31年度CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業報告書（建物運用時に発生する高油分有機性廃棄物からのバイオガス回収技術）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-01.pdf>

平成31年度CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業報告書（多原料バイオコークスによる一般廃棄物処理施設及び鋳物製造業でのCO₂排出量削減の長期実証）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-02.pdf>

平成31年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業報告書（メタンガス化＋焼却コンバインドシステムの中小廃棄物処理施設への適用性向上）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-03.pdf>

平成31年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業報告書（炭化燃料化技術を活用した中小廃棄物処理におけるエネルギー回収評価事業）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r2-04.pdf>

(3) 廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む 2020 年度における数値目標等が定められたところであるが、策定後 5 年経過したことを踏まえ内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が平成 28 年 9 月 16 日に閣議決定された。（例えば、2025 年度における紙の利用率：85%、食品廃棄物の利用率：40%等）。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成 25 年 6 月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツを整備するとともに、平成 29 年 3 月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を取りまとめている。今年度は、これら 2 つのマニュアルの周知や先進事例の紹介等に係る説明会を実施している。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

<参考資料>

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass_roadmap/index.html

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いた

だきたい。

(4) 地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）が策定されており、平成24年2月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成24年3月）を参照されたい。

<参考資料>

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

(5) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第108号）（以下「FIT法」という。）が施行され、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、環境関連産業の育成等の観点から重要な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されている。

なお、一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、調達価格・期間は下記のとおりとなる（令和元年度）。

- ・ バイオマスで発電を行う設備の調達期間は20年
- ・ 一般廃棄物中のバイオマスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり17円（+税）
- ・ 生ごみ等をメタン発酵し、メタンガスで発電を行う場合の電気の調達価格は1kWh当たり39円（+税）

環境省では、同法を活用した廃棄物発電の導入を支援するため、平成25年4月に市区町村担当者向けに「廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック」を公表した。さらに、電気事業法の改正等を踏まえて、廃棄物発電を行う自治体等に影響を及ぼすと考えられる内容等を「改正電気事業法に係るごみ焼却施設Q&A」としてとりまとめた。

これら資料等を基にして、廃棄物処理に伴い発生するエネルギーの回収について、より一層の推進を図られたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設における固定価格買取制度（FIT制度）ガイドブック

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/guide01.pdf

改正電気事業法に係るごみ焼却施設 Q&A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

（6）地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動

適応策ガイドライン

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これら気候変動に対応するためには、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を車の両輪として共に進めていくことが必要とされている。

こうした状況の中、平成30年には「気候変動適応法」が成立、施行され、本法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定された。本計画内において、廃棄物処理施設における適応策は、「平時からの備えとして、地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から、市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備や地域における地方公共団体及び関係機関間の連携・支援体制の構築を推進する」とされている中、環境省では、令和元年12月に、市町村等の廃棄物部局が廃棄物・リサイクル分野の気候変動の影響を把握し、適応策を検討する際の参考とすることを目的とした、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策が検討・実施されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドラインの公表及び説明会の開催について

<http://www.env.go.jp/press/107535.html>

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

令和2年度新規課題公募では「AI・IoT技術による自動ごみ収集を視野に入れた一般廃棄物の自動収集要素の高度化・効率化に関する研究」、「持続可能な資源生産性の長期目標の設定と達成シナリオの開発に関する研究」、「地域循環共生圏の形成に向けたバイオマス廃棄物等を対象とした処理プロセスのより一層の高度化に関する研究」、「温室効果ガスに配慮した管理型埋立処分場の浸出水処理に関する研究」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和2年度の公募時期はすでに行われたが、来年度以降も10月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

6. その他

(1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を

共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

(2) 廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について

平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類等の処理に支障が生じているとの声が多く、産業廃棄物処理業者から寄せられている。環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進の依頼等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。こういった状況により、環境省では、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（令和元年5月20日付け環循適発第1905201号・環循規発第1905201号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を発出した。産業廃棄物に関する対策のほか、市町村に対しては、一般廃棄物処理施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討することを依頼しており、都道府県においては、これらの状況を踏まえ、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

(3) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定し、平成29年10月に公表した。

このガイダンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものであ

る。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(4) 廃棄物関連の自治体からの疑義照会窓口の整理について

従前より、都道府県をはじめとした自治体の廃棄物部局から、廃棄物処理法の解釈等について疑義照会を廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課に直接いただいているところだが、環境省本省及び各地方事務所並びに管轄都道府県等との連携強化（災害対応、PCB 廃棄物処理、木くず・プラ等・搬入規制等の実態把握など）と、地方事務所における知見強化、本省と地方事務所の役割整理を通じた業務効率化の3点を目的として、疑義照会窓口を原則として、8月中をめぐりに地方環境事務所に一元化することとさせていただく。詳細については、8月中旬ごろに発出を予定している廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課連名の事務連絡をご参照いただきたい。なお、法令等の解釈に係る案件以外の問い合わせについては、引き続き直接廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課にお送りいただいて差し支えない。

(5) 年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について

年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号。以下「年少則」という。）第8条第42号の解釈については、今般、焼却及び清掃の業務における現代の実態等を踏まえ、特に廃棄物の焼却、収集又は運搬の業務につき、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等、一部に安全又は衛生に有害な場所における業務はあるものの、福祉に有害な場所における業務であるとはいえないため、通達の一部を改正し、解釈を変更することとなった。詳細については別添資料を参照されたい。

年少者の就業制限の業務の範囲に係る 解釈の一部改正について

令和2年8月4日（火）

厚生労働省労働基準局監督課

改正の経緯

- 解釈の一部改正前は、廃棄物処理業務(いわゆる「清掃」業務)については、「衛生又は福祉に有害な場所における業務」であり、年少者(満18歳に満たない者)はこれに就くことができない整理とされていました。
- 今般、焼却及び清掃の業務における現代の実態等を踏まえると、特に廃棄物の焼却、収集又は運搬の業務については、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等、一部に安全又は衛生に有害な場所における業務はあるものの、福祉に有害な場所における業務であるとはいえないため、通達の一部を改正しました。

改正の内容

- 今般の解釈の一部改正により、年少者の行うことのできる業務については、右図のとおり整理されます。
- 解釈を一部改正したのは、赤枠囲みの部分となります。

		「焼却の業務」	「清掃の業務」
一般廃棄物	特別管理以外	年少者就業不可	年少者就業可 (機械式ごみ収集車にごみを投入する業務等を除く。)
	特別管理		年少者就業不可
産業廃棄物	特別管理以外		
	特別管理		

(参考)新旧対照表

昭和63年3月14日付け基発第150号「労働基準法関係解釈例規について」

新	旧
労働基準法第62条関係 略 年少則第8条第42号 <焼却の業務> 「焼却の業務」とは、 <u>廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」をいう。以下同じ。）の焼却、死体火葬等の業務をいう。</u> <清掃の業務> 「清掃の業務」とは、 <u>一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する「一般廃棄物」をいう。ただし、同条第3項に規定する「特別管理一般廃棄物」を除く。）以外の廃棄物の収集又は運搬をいう。なお、一般廃棄物の収集又は運搬に係る業務であっても、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等は含まれるものであること。</u>	労働基準法第62条関係 略 年少則第8条第42号 <焼却の業務> 「焼却の業務」とは <u>塵芥焼却、死体火葬等の業務をいう。</u> <清掃の業務> 「清掃の業務」とは <u>糞尿汲取、塵芥収集などいわゆる汚物処理の義務に限られるものであること。</u>

2

参照条文

○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

○年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)

(年少者の就業制限の業務の範囲)

第八条 第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

一～四十一 (略)

四十二 焼却、清掃又はと殺の業務

四十三～四十六 (略)

3

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 2 年 3 月 26 日から 令和 12 年 3 月 25 日まで

基発 0326 第 13 号
令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について

年少者労働基準規則（昭和 29 年労働省令第 13 号。以下「年少則」という。）第 8 条第 42 号の解釈については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号・婦発第 47 号「労働基準法関係解釈例規」（以下「通達」という。）で示してきたところであるが、今般、焼却及び清掃の業務における現代の実態等を踏まえると、特に廃棄物の焼却、収集又は運搬の業務については、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等、一部に安全又は衛生に有害な場所における業務はあるものの、福祉に有害な場所における業務であるとはいえないため、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

記

第 62 条関係の年少則第 8 条第 42 号を以下のとおり改める。

< 焼却の業務 >

「焼却の業務」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」をいう。以下同じ。）の焼却、死体火葬等の業務をいう。

< 清掃の業務 >

「清掃の業務」とは、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「一般廃棄物」をいう。ただし、同条第 3 項に規定する

「特別管理一般廃棄物」を除く。)以外の廃棄物の収集又は運搬をいう。なお、一般廃棄物の収集又は運搬に係る業務であっても、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等は含まれるものであること。

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

記

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それによって当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらいいわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図りたい。

(別添略)

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1703212 号
環廃産発第 1703211 号
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれては、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

記

1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあつては市町村、産業廃棄物にあつては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあつせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあつせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あつせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

平成 30 年 12 月 27 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年 12 月 16 日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）については、以前から、エアゾール製品等業界によりガス抜きキャップが装着された製品等への転換が進められており、平成 29 年度において、小型品など装着の必要のない一部製品を除いたガス抜きキャップの装着率は約 99%、カセットこんろのヒートパネル化は 100%となっている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対して、エアゾール製品等をごみとして排出する際にはガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきたところであるが、上記のような事故が発生していることを踏まえ、改めて、下記のとおり廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

また、ごみ収集車や破砕施設での事故防止等の観点から、住民に対して廃エアゾール製品等の排出時の穴開けを指導している市区町村があるが、充填物の残ったエアゾール製品等に不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。このため、廃エアゾール製品等の穴開けについては、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」（平成 27 年 6 月 25 日付け事務連絡）等において、排出する際に穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところであるが、平成 28 年時点で排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は 27%にとどまっている。一方、例えば、東京消防庁によると、同庁管内において平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が 260 件発生しているなど、依然として排出時の穴開けが原因の火災が発生している状況である。このことを踏まえ、下記の対策を速やかに講じるよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

本件については、消防庁においても消防本部等に対して「札幌市爆発火災を踏まえ

た廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」(平成30年12月27日事務連絡)」により火災防止について連絡しているので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて

エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要である。市区町村におかれては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底されたい。

なお、一般社団法人日本エアゾール協会のホームページ(<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>)においてエアゾール製品等の適切な取り扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広報用リーフレットやDVDの提供、消費者講座への講師派遣等による周知への協力が可能とのことであり、今後も廃エアゾール製品等の適正処理に向けて連携していくこととしているので申し添える。

2. 廃エアゾール製品等の穴開けについて

上記のとおり、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。

なお、環境省において、今後、市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法についての調査及び情報提供を行う予定であることを申し添える。

環循適発第 1903293 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設
の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、平成 28 年度には 100 t/日以上以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から平成 28 年度には 161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から平成 28 年には 24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

(4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

（３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30 年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

（４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t／日以上の中連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t／日以上300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り

2.(4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

事務連絡
令和元年5月31日

各都道府県 一般廃棄物主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設の長寿命化への取組について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）¹が策定され、各インフラの管理者は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているところです。

また、環境省では、基本計画を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成28年3月。以下「環境省行動計画」という。）²を策定したところであり、環境省行動計画において、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は、個別施設計画を策定し、着実に実施することとされているところです。

そのため個別施設計画を未策定の施設については、基本計画及び環境省行動計画の趣旨を十分に御理解いただき、令和2年度までのできるだけ早期に個別施設計画を策定いただくようお願いいたします。

また、従前より環境省では「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しているところ、個別施設計画と長寿命化計画の関係性について、一般廃棄物処理実態調査においても、同一のものとして扱って差し支えない旨、示しており、昨年6月に行われた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても、その旨周知しているところです。

今般、平成30年度に実施した個別施設計画を策定している市町村等を対象としたアンケート調査（以下「平成30年度調査」という。）をとりまとめ、個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定状況及びその効果等について共有することとし、また、長寿命化を行う上で欠かすことのできない、廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第4条の5第1項第14号及び同条第2項第12号並びに第5条第1項に基づく機能検査及び精密機能検査についても、手引きとの整合を図る形で整理いたしましたので周知いたします。

¹ インフラ長寿命化基本計画は内閣府ホームページ、² 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）は環境省ホームページにそれぞれ掲載されているので、適宜参照されたい。

1 インフラ長寿命化基本計画本文…http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

2 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）本文…<http://www.env.go.jp/other/infra/infra1.pdf>

貴都道府県においては、下記について、貴管内市町村等に対し、遺漏なきよう周知をお願いします。

記

1 個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定対象施設

廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第2条の5）に該当する、地方公共団体が所管・管理する一般廃棄物処理施設（施行令第2条の5第1号）※を対象とする。個別施設計画（又は長寿命化総合計画）が未策定の施設におかれては、令和2年度までに策定されたい。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が整備する廃棄物処理施設（施行令第2条の5第5号）を含む。なお、最終処分場は除く。

2 個別施設計画策定に関する平成30年度調査結果

（1）個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果

個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果については、以下の図1のとおりまとめているところ、回答のあった施設のうち約7割でコスト削減や業務効率化等の効果があったと回答があった。

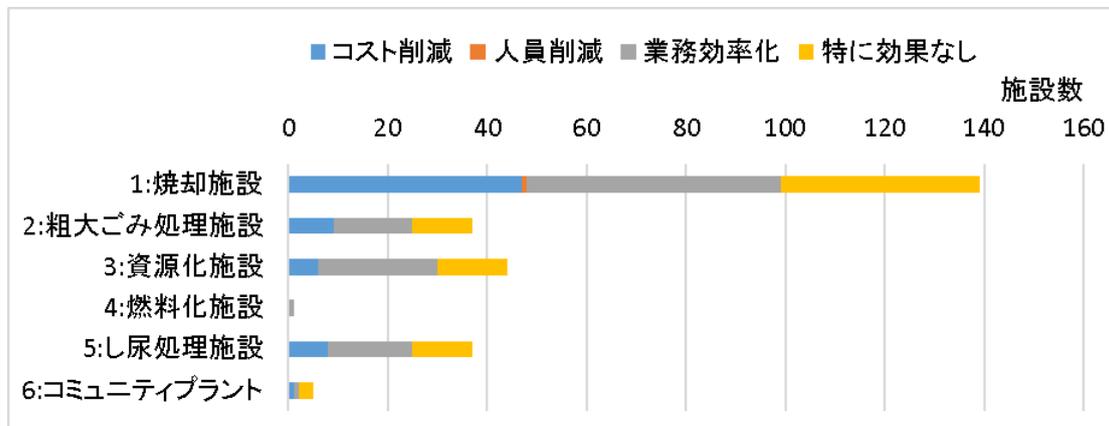


図1 個別施設計画策定の効果

（2）個別施設計画（長寿命化総合計画）策定に係るコスト及び従事した人数等

計画策定にかかる外部委託費用等のコスト及び従事した人数等については、以下の図2～5のとおりとなっており、外部委託を行っている7割以上の施設で600万円以下の委託費用で行っていることや、職員2名以下で策定業務を行っている施設が多かった。また、個別施設計画策定に要する期間として、6ヶ月～12ヶ月という施設が多かった。一方で従事日数の分布は多岐にわたっていた。また、計画策定の際には、図6のように、「維持管理補修履歴収集整理」が最も人的コストをかけており、次いで「維

持管理補修工事費の実績整理」「健全度の評価、劣化の予測」が続いた。また、個別施設計画を策定する際において手引きが有用であったとの回答も数多くあった。

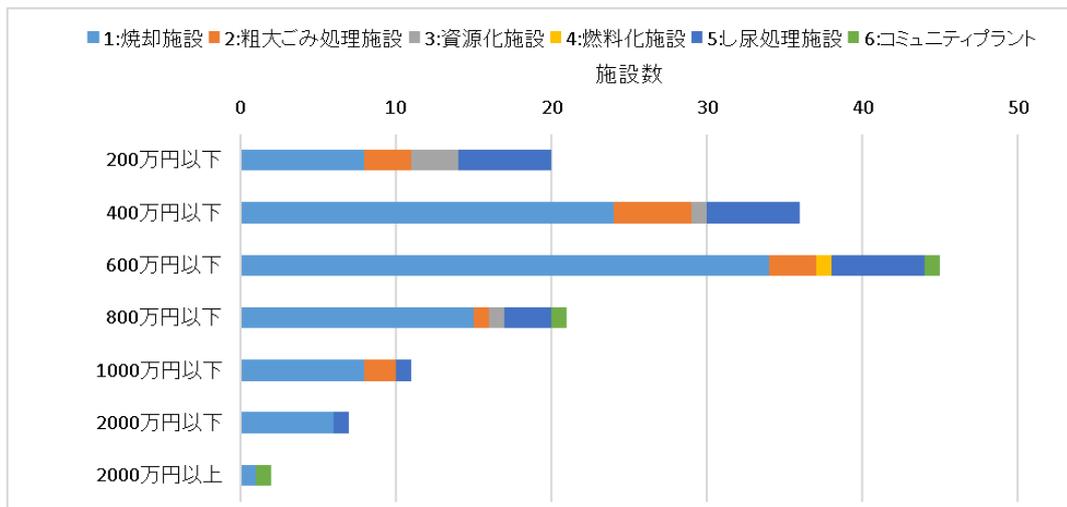


図2 個別施設計画策定を外部委託する際の費用

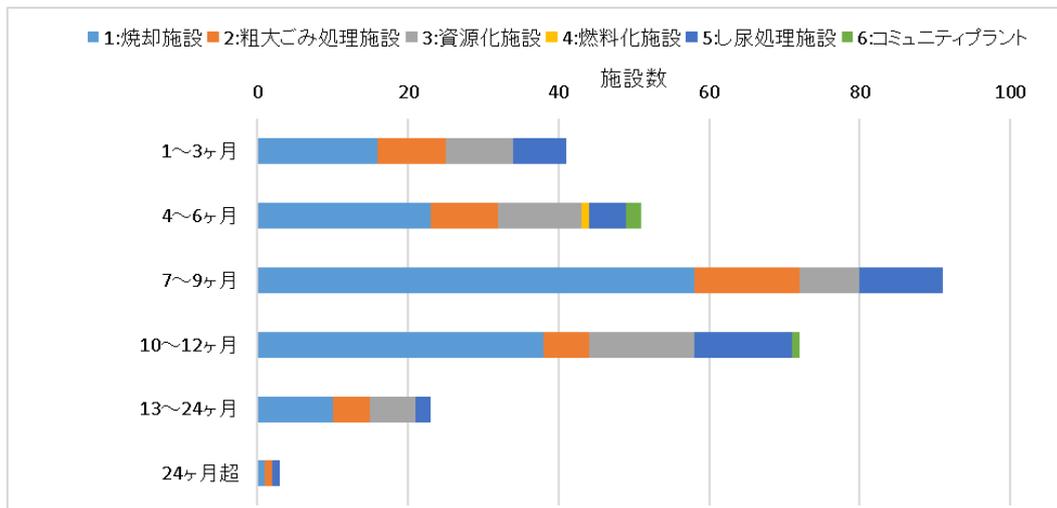


図3 個別施設計画策定に要する期間

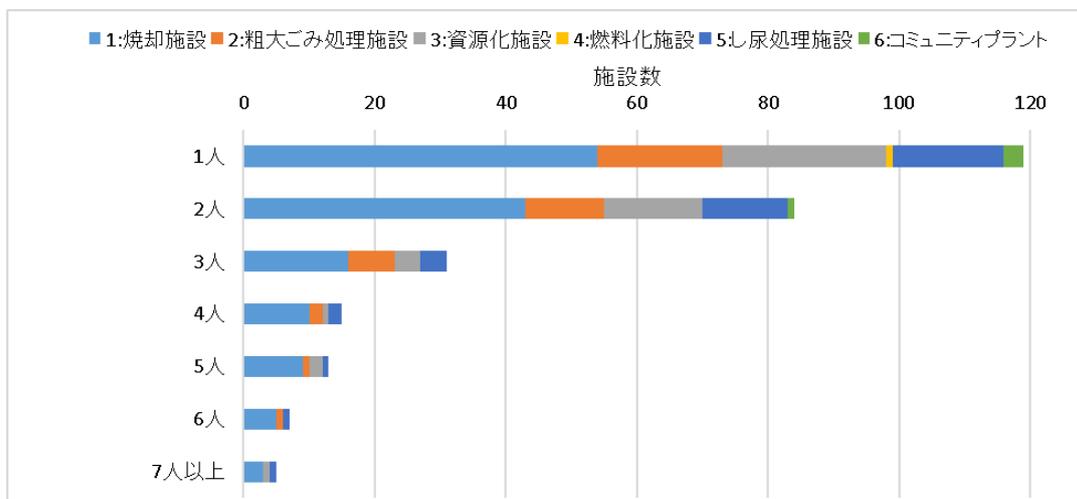


図4 個別施設計画策定時に主に従事した人数

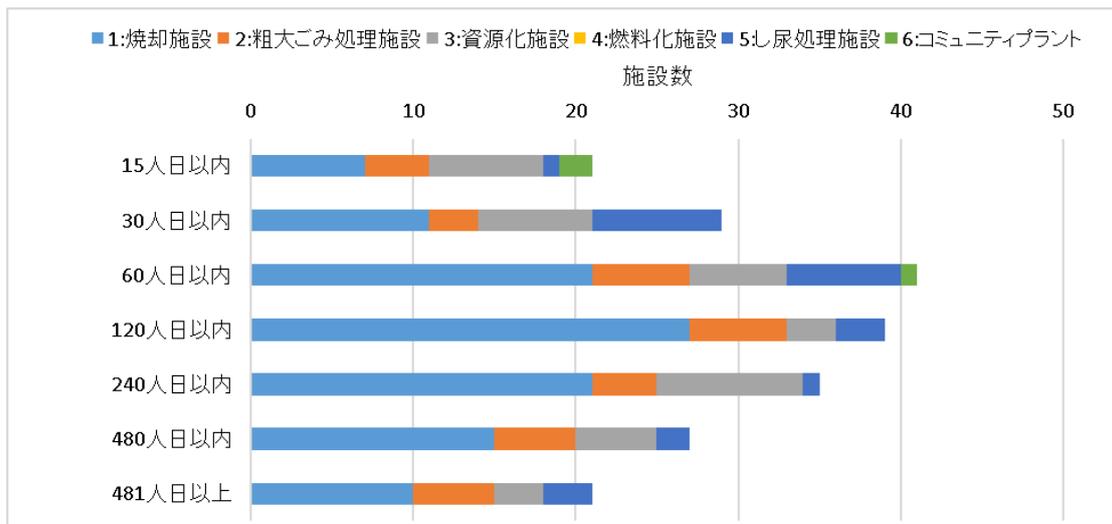


図5 個別施設計画策定に関わった職員の従事日数

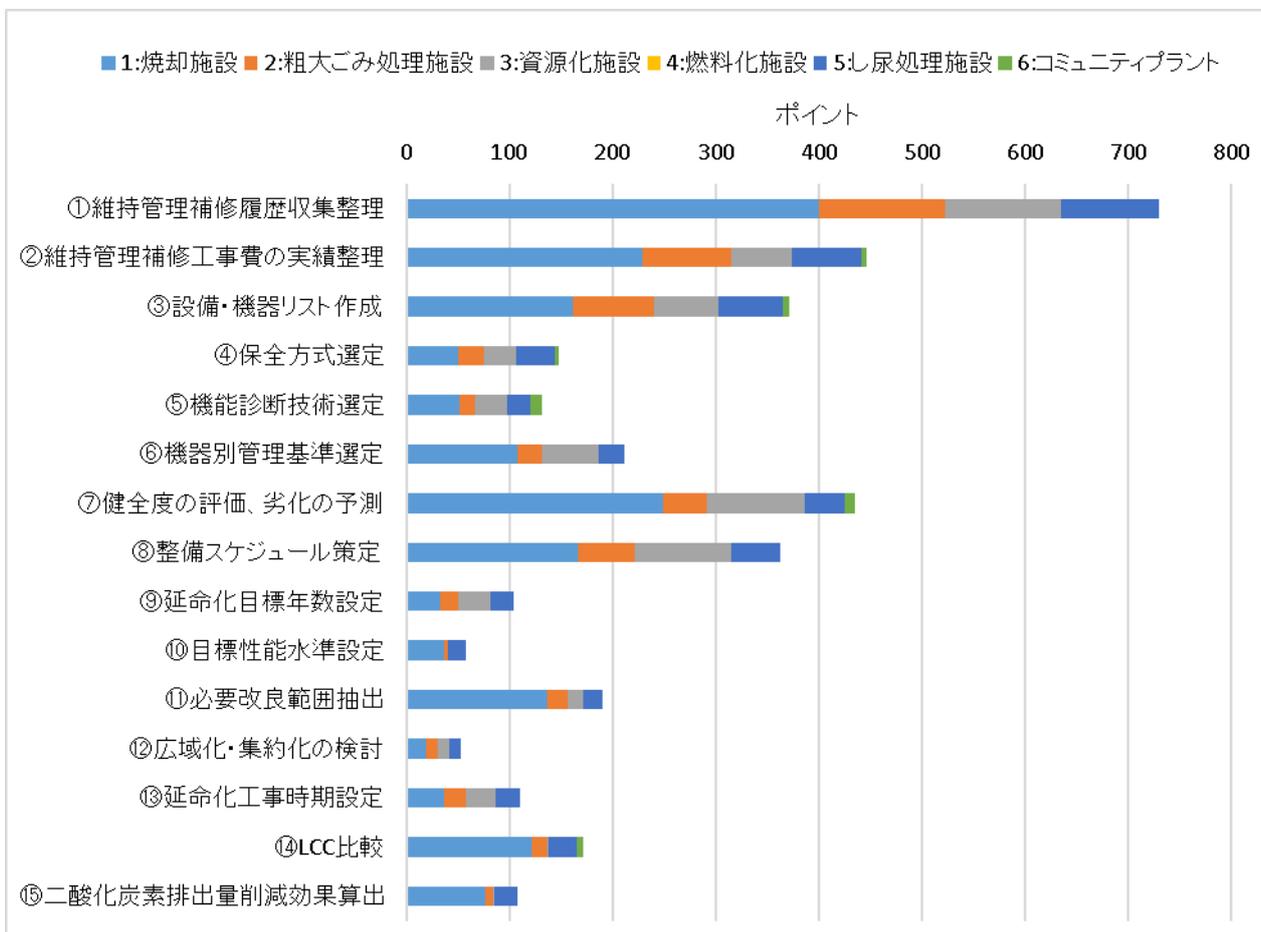


図6 計画策定時に最も人的コストをかけた項目
(※コストをかけた順番にポイント化)

(3) 個別施設計画における記載項目

策定されている個別施設計画において、多くの地方公共団体において盛り込まれている項目をとりまとめた。従事する人数や予算の制約等がある場合であっても、例えば、下記ア～ケの項目を盛り込むことにより、個別施設計画として一定の効果が得られるものと考えられる。

- ア 維持管理補修履歴収集整理
- イ 維持管理補修工事費の実績整理
- ウ 設備・機器リスト作成
- エ 保全方式選定
- オ 機器別管理基準選定
- カ 健全度の評価、劣化の予測
- キ 整備スケジュール策定
- ク 延命化目標年数設定
- ケ 延命化工事時期設定

3 機能検査及び精密機能検査の確実な実施等

平成30年度調査において、機能検査及び精密機能検査を実施していないと回答した施設はそれぞれ2割を超えていた。当該検査は法定検査であり、これを徹底するのは施設管理者の義務であることから、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いする。また、手引きにおける機能診断調査との関係が不明確であるとの指摘もあることから、表1及び図7のとおり改めて整理を行った。加えて、機能診断調査と機能検査及び精密機能検査の関係を考慮した場合、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な調査・検査という観点から、両者の調査・検査内容は一部で重複しており、機能診断調査により整理・蓄積された個別機器のデータ及び評価結果や、日常点検等を組み合わせることで、機能検査及び精密機能検査として位置づけることが可能である。実際に機能検査等を行う場合は表2～4を参考に、効率的な検査を行っていただくようお願いする。

表1 機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の概要

	機能診断調査	機能検査	精密機能検査
法的根拠	—	廃棄物処理法施行規則 第4条の5第1項第14号	廃棄物処理法施行規則 第5条
位置付け	劣化予測・故障対策を的確に行うため、 主要な設備・機器 について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定め、定期的に実施する。 (手引きより)	施設 の適正な維持管理にあたって、(中略)施設の機能状況、施設の耐用の度合い等を把握するために必要な機能検査。この実施により、稼働状況を常に適切に保持するために実施する。 (環整45号より)	ごみ処理 施設 およびし尿処理 施設 の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置の状況等を調査し、(中略)処理負荷および処理機能を検討するとともに、(中略)必要な改善点を指摘する。 (環整95号より)
項目、内容	—	廃棄物の質、量の把握。ばい煙、放流水、灰等の組成分析。	表2に示す。
頻度	—	毎年1回以上	3年に1回以上
備考	施設を構成する主要設備・機器に対し実施する調査するもの。 調査項目、内容は設備・機器毎に適切なものを選定する。	施設の維持管理が適切に行われていることを検査するもの。 機能診断調査による一部測定データ(例:排ガス、排水、灰等)は、施設の機能状況を把握する機能検査として活用可能。	施設全体の機能状況を検査するもの。 適切な維持管理を行った結果として、施設の機能がどのように発揮されているかを評価し、必要に応じて改善点を指摘する。 機能診断調査による一部測定データや評価結果は、精密機能検査に活用可能。

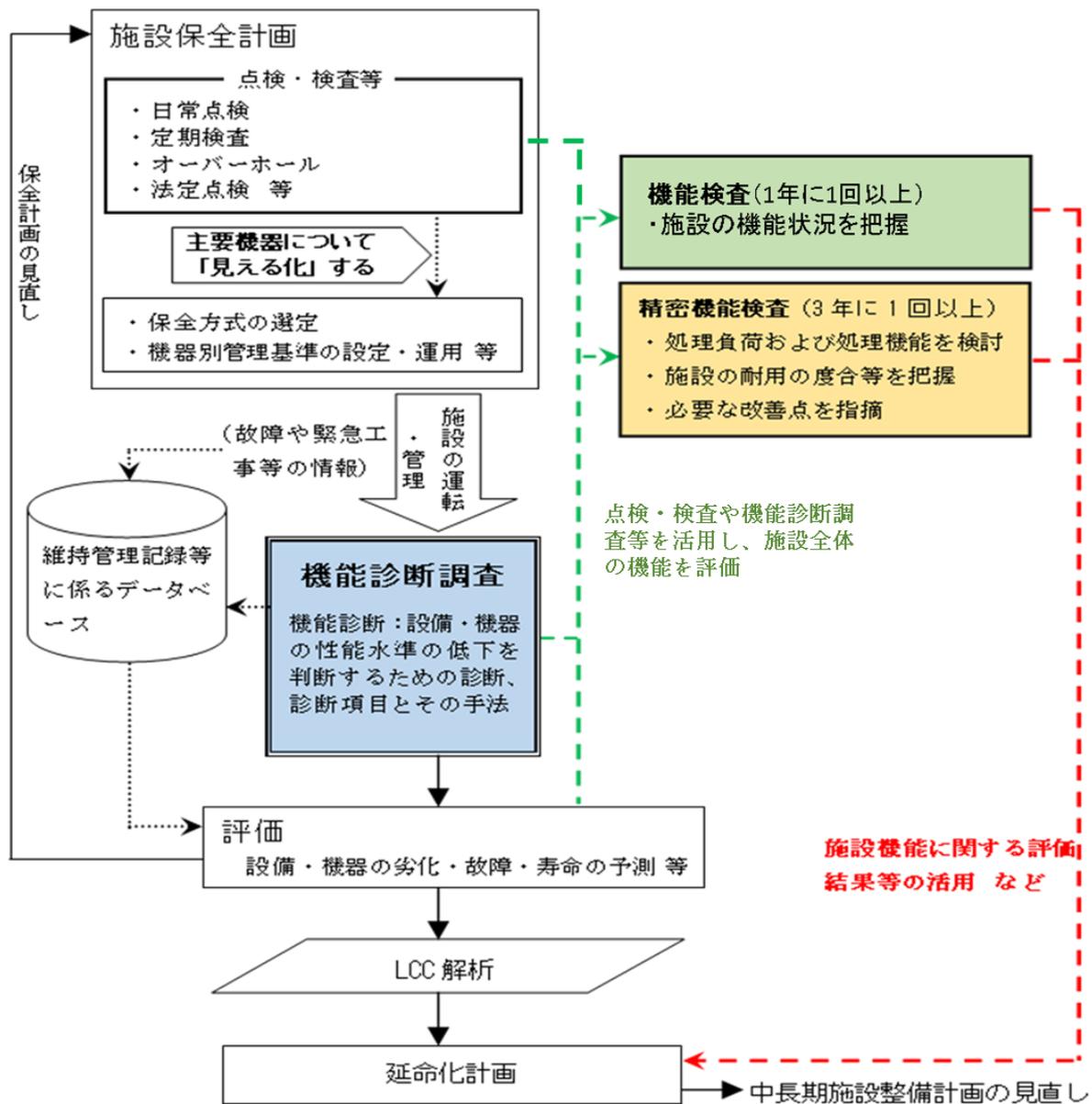


図7 施設の長寿命化における機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の関係

表2 精密機能検査の調査項目（ごみ焼却施設の例）（環整95号）

精密機能検査		
項目	調査内容	
1 施設の概要	施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。	
2 運転管理実績	(1) 運転管理実績	月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。
	(2) 作業状況	投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。
	(3) ごみ質等検査	ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SO _x 、NO _x 、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。
	(4) 処理条件と処理効果	投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。
3 設備、装置等の状況	(1) 書類調査	基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。
	(2) 設備装置等の検査	各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。
	① 土木、建築設備	各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。
	② 機械設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。
	③ 電気設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。
	④ 配管、弁設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。
	⑤ 耐火構造設備	炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。
⑥ その他	全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。	
4 改善点の指摘	以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。	

表3 機能診断調査に活用する診断技術例(ごみ焼却施設)

適用可能な設備・機器	診断項目	測定項目	診断技術	定期/異常時	実施頻度
ごみクレーン(レール、ガー タ)火格子、火格子支柱・ 梁、回転機器(軸)等	減肉、摩耗、変形、偏 芯	長さ、歪、隙間 (鋼尺、ピアノ線、コン ベックス、トランシット、 ノギス、ダイヤルゲー ジ等)	寸法測定	定期	1年~4年
投入ホッパ、火格子ホッ パ・シュート、灰冷却水槽、 コンベヤ、風煙道、煙突、 ボイラーチューブ、蒸気管 等	減肉、摩耗、腐食	肉厚	超音波法	定期	1ヶ月~5年
炉、減温塔、バグフィルタ、 ポンプ・モータ、電気機器・ 盤など	ケーシング温度異常 時、耐火物、断熱材等 減耗・脱落、低温腐 食、回転体軸受温度異 常時、ケーブル端子緩 み等	表面温度/同分布	サーモグラフィ ー/接触温度 計・放射温度計 則	定期/異常時	1年/随時
ボイラー、空気予熱器等	破孔、リーク	水頭	水圧検査法	定期/異常時	2年/随時
ボイラー、タービン等	内部欠陥	欠陥	超音波探傷法 (UT)	定期/異常時	4年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥	傷	磁粉探傷法 (MT)	定期/異常時	10年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥(亀裂)	傷	浸透探傷法 (PT)	定期/異常時	2年/随時
ボイラー等(金属材料)	腐食、製造欠陥、材料 欠陥	マクロ観察(溶接不 良、ブローホール)、ミ クロ観察(組織の色・ 形)	顕微鏡による材 料観察	異常時	随時
ボイラー等	内部欠陥	ブローホール、溶接不 良など(欠陥観察)	放射線透過探 傷法(RT)	異常時	溶接検査時
配管、ボイラー、他伝熱管	腐食、減肉、閉塞	目視	管内検査(ファイ バースコープ)	定期/異常時	10年/随時
配管、煙道、バグフィルタ	詰まり	圧力計の圧力差	圧力損失法	定期/異常時	日常/随時
バグフィルタ(ろ布)	強度劣化、目詰まり	引張、伸び率、通気度	ろ布分析	定期	1年
触媒	劣化、破損、故障、腐 食	NOx、付着成分など	分析法	定期	1年~3年
純水装置(樹脂)		電気伝導度		異常時	随時
油圧装置、タービン油等		油性状		異常時	随時
排ガス・排水・灰等(各処 理装置)、油入トランス絶 縁油ガス等		ガス、水、灰等(成分、 金属元素)		定期/異常時	1年/随時
回転機器	バランス不良、軸不 良、軸受け不良	回転数に応じ速度、加 速度、周波数等	振動法	定期/異常時	1ヶ月~1年 /随時
回転機器	軸受け不良	温度	温度測定	定期	日常
回転機器(軸)	偏心	距離(偏心量)	レーザー	定期	1年~4年
回転機器、スチームトラッ プ、タービン排気管	軸受け不良、流体の流 れ、ギア異常時、ター ビン排気真空度劣化場 所特定	熟練者による聴音器・ 棒の音	音響法	定期/異常時	日常~1ヶ月 /随時
回転軸、湿式洗煙装置等	強度劣化、フレークラ イニング劣化	くぼみの大きさ(ピッカ ースの場合)	硬度試験	異常時	随時
コンベヤなど(トルク設定)	トルク計測	金属変形による抵抗 値の変化	ストレインゲー ジ法	異常時	随時
高圧・低圧電動機、発電 機、電気式溶融炉給電部	絶縁劣化	抵抗値	絶縁抵抗試験	定期	1年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	漏れ電流、抵抗値など	直流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	電流-電圧特性	交流電流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、モ ールド変圧器	絶縁劣化	放電電荷、パルス発 生頻度など	部分放電試験 (コロナ法)	定期	5年/随時
機械、構造物等	金属の傷や巣、ボルト の緩み	打撃音、感触	ハンマリング法 (簡易)	定期	日常

表4 機能診断調査に活用する診断技術例(し尿処理施設・機械設備)

適用可能な設備・機器	診断技術及び診断手法	測定項目	診断項目	実施頻度
高速回転機器	振動法	振動速度、加速度、周波数	回転バランス不良、回転軸不良、軸受け不良	定期／異常時
回転機器	音響法	熟練者による聴音器・棒の音	軸受け不良、流体の流れ、ギア噛合い異常	定期／異常時
汚泥配管、污水配管	超音波流速計	流体流速	配管内閉塞	定期／異常時
膜分離装置、ろ過装置、活性炭吸着装置、生物脱臭装置、薬液洗浄塔、配管・ダクト	圧力損失測定	配管・ダクト内の圧力	設備機器の閉塞異常、配管・ダクト閉塞	定期／異常時
回転機器	温度測定	温度	軸受け不良	定期／異常時
焼却炉、乾燥装置、熱風炉、脱臭炉	接触温度測定	表面温度	ケーシング温度異常、耐火物・断熱材減耗、ひび割れ	定期／異常時
受変電盤、動力制御盤、発電機及び設備機器全般	絶縁抵抗測定	抵抗値	主回路全体の対地絶縁特性	定期／異常時
電動機	電流測定試験	電流値	電流値の異常(過負荷など)	定期／異常時
主要設備機器	水質分析法	水質、汚泥の分析	処理工程性能遵守確認と異常の発見	定期／異常時

以上

(問い合わせ先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 調査係

TEL 03-3581-3351 (内線 6826)

FAX : 03-3593-8263

E-Mail : hairi-haitai@env.go.jp

環循適発第 1906041 号
環水大水発第 1906041 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
水・大気環境局
水環境課海洋環境室長
(公 印 省 略)

漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

環循適発第 1906281 号
令和元年 6 月 28 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）について、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号。以下「一部改正法」という。）」が平成 28 年 11 月 28 日に公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が従来の 8 %から、令和元年 10 月に 10%に引き上げられることとされている。

過去、平成 26 年度の消費税率の引上げ時には、一部の市町村等において、一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料を定めている条例の改正手続きが遅れ、消費税率の引上げ後も、一般廃棄物処理業者が排出事業者から消費税増税分を含む処理費を受けることができない事例等があったことから、今回の消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて、下記事項に留意の上、貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

また、今回の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑み、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日から施行されているところであるが、一部改正法により、同特別措置法の期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されていることから、改めて、その概要について、別添のとおり参考送付する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 各市町村においては、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、令和元年10月1日から消費税率の引上げがなされることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切に対応すること。
市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、法第6条の2第2項に基づく同法施行令(昭和46年政令第300号)第4条第5号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠である。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者においては、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である。
2. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理(切上げ、四捨五入又は切捨て)を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられているところ、料金設定に際しては、採用している端数処理の方法を明示するなどの適切な対応を行うこと。
3. 今回の消費税率の引上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得るよう努めること。

以上

事 務 連 絡
令和元年 8 月 1 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウムイオン電池の適正処理について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっているため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 市町村における処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

2. リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び1. を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

3. 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているため活用について検討すること。

参考

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>
事業者の方へ / リサイクル方法（事業者）
https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>
市町村のみなさまへ / リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火
トラブル：
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ / 【お願い】 リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！：
<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>